

第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
会派・議員名 小泉 米造					
年 月 日	平成 30 年 4 月 20 日 (金)				
政務活動先	国会議員 高市 早苗事務所				
政務活動の目的	地方創生の取組について				
相手方	高市 早苗				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	別紙のとおり  2015年から2045年の30年間に奈良県の人口は136万人から100万人に減少する。又、市町村も同様である中、人口減少を食い止め地方を活性化する地方創生に取り組む必要がある。前総務大臣高市早苗議員から地方創生の全国先進事例等のレクチャーを受けた。 城下町郡山は私の選挙区、レクチャーから学んだ事を県議会で政策提言していきます。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京 往路	近鉄	九条～京都	1130 円	4
		JR	京都～東京	13910 円	4
	復路	JR	東京～京都	13910 円	4
		近鉄	京都～九条	1130 円	4
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	30,080 円 ( すべて政務活動費 )			
備考	添付資料：資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

# 出でよ 地方創生の フロントランナーたち!

# 出でよ 地方創生の フロントランナーたち!

城下町から日本を変えるヒント

Minomiya Takeo  
**蓑宮武夫**

ISBN978-4-569-83824-3

C0030 ¥1500E

定価:本体1,500円(税別)

PHP研究所



9784569838243



1920030015005

歴史ある旧城下町を守るにはどうすればいいか。もちろん国としての政策や、自治体による先導も欠かすことはできないでしょう。しかし、もっとも大切なことは、そこに住む市民の知恵と汗を結集させることだと思います。「オール市民」という発想。そして「市民の志」。それらを集結させてこそ城下町は生き返ることができるのです。

小田原・県西地域にも街を活性化させようと頑張っているフロントランナーたちがたくさんいます。もちろん小田原・県西地域だけでなく、日本各地にも志の高いフロントランナーが頑張っています。そんな彼らの活動を紹介しながら、日本の未来と地方の活性化を考える——そういう目的をもって本書を書きました。

(「ままがき」より)

**蓑宮武夫**

Minomiya Takeo

PHP



**高市早苗** 推薦!

PHP研究所 定価:本体1,500円(税別)

私は大臣就任以来、**地域資源**を活用して雇用を生み出すプロジェクトを支援しています。地域資源とは、地域産品、エネルギー資源等に加え、地域人材と歴史的・文化的遺産を指します。ソニーの上席常務として活躍された蓑宮さんは、故郷の小田原に戻るなり、ソーラー発電事業を興し、人材育成にも尽力。さらに、城下町の歴史と文化に光を当て、地域資源を活かした**小田原・県西地域発**の地方創生に奔走中。**日本中の城下町の可能性を拓く著者の活動から目が離せません。**

今こそ  
地方  
創生!

まち・ひと・しごと創生の動向等

---

# 移住・定住施策の好事例集(第1弾)

---

平成29年12月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

○制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P・R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

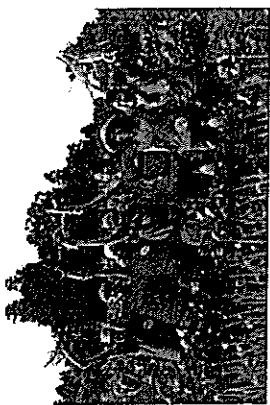
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化している(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)

②地域おこし協力隊員の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,511人 (1,629人)	2,625人 (2,799人)	3,978人 (4,090人)	4,830人 (4,976名 (見込み))
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人(見込み))と合わせたもの。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住  
※H29.3未調査時点

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名	小泉 米造
年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日他			
年会費名	新生奈良研究会			
相手方	奈良日日新聞社			
年会費支払目的	国内外の諸情勢等の情報収集			
按分率の説明	75% (懇親会の費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本会の活動内容 県内外の各界専門家・有識者による後援会・研修会の開催等。</li> <li>◆本会の活動頻度 年 4 回の後援会、年 2 回の研修会の開催等</li> <li>◆参加者の状況 奈良県内の企業の経営者・地方議員等</li> <li>◆効果 県議会議員として、県政にかかわる政策提言が出来る様な資料提供受けてきた。</li> </ul>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000	会費 60,000 円×6 月/12 月	/
	年会費	30,000	会費 60,000 円×6 月/12 月	95
		合計 60,000 円 (60,000 円×75% = 45000 )		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	平成 30 年 6 月 12 日			
年会費名	内外情勢調査会年会費			
相手方	一般社団法人内外情勢調査会			
年会費支払目的	国内外の諸情勢等の情報収集			
按分率の説明	100% (懇親会の費用を除いた分はすべて政務活動)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 各界各層の著名な人を講師として招いた、内外の政治経済等の勉強会又、会報誌からも情報を得ることが出来る。</p> <p>◆本会の活動頻度 毎月、全国懇談会と奈良県支部例会が開催されている</p> <p>◆参加者の状況 奈良支部例会で約 50 人程度</p> <p>◆効果 県議会議員として、県政にかかわる政策提言が出来る様な資料提供を受けてきた。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	151,632 円	懇親会費月 3,564 円除く 194,400 円 - 3,564 円 × 12 ヵ月 = 151,632 円	24
	合計 151,632 円 (懇親会の費用を除いてすべて政務活動)			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



一般社団法人

内外情勢調査会 OFFICIAL WEBSITE

会費規程

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会(以下「この法人」という。)の定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会費)

第2条 正会員および一般会員は、入会する支部により設定された次の年会費(税別)を納入しなければならない。

年会費	240,000円	東京本部懇談会
年会費	204,000円	城南、城北、東京北、銀座、東京東、葛飾、新宿
年会費	192,000円	札幌、宮城、多摩、青梅、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなと、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北おおさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡
年会費	180,000円	室蘭、苫小牧、帯広、釧路、旭川、函館、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、庄内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木中央、湘南、東葛、南房総、東葛北部、成田、熊谷、川口、川越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、松本、諏訪、新潟、長岡、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、浜松、沼津、清水、岳南、中東遼、志太、島田藤原、岐阜、大垣、東濃、津、四日市、松阪、富山、石川、福井、尼崎、姫路、阪神、滋賀、滋賀北、奈良、和歌山、呉、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和島、香川、徳島、高知、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
年会費	150,000円	西武、さわやか、商品先物
年会費	100,000円	飛騨

### (会費の納期)

第3条 正会員および一般会員は、入会時および入会期間更改時の1カ月前までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3カ月分(年会費の4分の1)ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

### (会費の免除)

第4条 名誉会員の会費は免除することができる。

### 附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	平成30月8日3日				
政務活動先	TKP 神田駅前ビジネスセンター				
研修名	がん政策サミット2018				
参加者	患者関係者・議員等114名				
参加目的	がん対策推進計画を学ぶ				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙プログラムのとおり 研修で学んだことを議会において活かしていきたい。				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	3,000 円	内訳:参加費		44
合計	3,000 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 開催レポート				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

## 第16回 がん政策サミット 2018

～がん計画の成果を出して、患者・家族、医療現場、地域に届けよう～

### 開催レポート

2018年8月3日(金)、4(土)、5日(日) 於: TKP 神田駅前ビジネスセンター(東京)  
主催: 特定非営利活動法人がん政策サミット

それぞれの都道府県では4月から第3次がん対策推進計画が実施されています。本サミットでは、計画期間6年の間に患者・家族、医療現場、地域にとっての成果(アウトカム)が最大化される方策を、参加者一同の知恵を合わせて考え、持ち帰ります。

第1部では、全県の計画の「いいとこ取り」によってモデル計画を策定し、それと対照することで各県の実施計画を高めることに役立てます。第2部では、地域の協議会委員などのアドボケート(政策提言する人)の活動成果を高めるため、行政や医療提供者との協働を含む活動計画のブラッシュアップを試みます。2つの取組により、患者・家族状態の均てん化(あまねくより良い状態に収れんすること)を速めてまいりましょう。



患者関係者 56人(25 道府県)、議員 5人(5 県)、行政担当者 23人(19 都道府県)、医療提供者 17人(10 府県)、メディア記者、企業関係者を含め総勢 114人(33 都道府県)のご参加がありました。

## ==== プログラム ====

■8月3日(金) 開場 11:00

### オープニングセッション

- 12:00 開会のあいさつ  
特定非営利活動法人がん政策サミット 理事長 埴岡健一  
参加者自己紹介
- 13:35 「公共政策の立案・評価におけるロジックモデルの活用に関して」  
鳥取大学地域学部地域創造コース 教授 小野達也さん  
「がん患者体験調査の実施と計画指標への適用に関して」  
国立がん研究センターがん対策情報センター  
がん登録センター長兼がん臨床情報部長 東 尚弘さん

### 第1部 自県の計画総点検とメンテナンスをしよう！

アウトカム目標: がん計画・実行計画の均てん化

アウトプット目標: 他県のがん計画を参考に、自県の計画に漏れや今後に向けた改善点がないか、必要な施策が入っているか、などを確認し自県に持ち帰ります。

- 14:45 プログラム説明 事務局
- 15:25 分野別グループワーク  
分野別に47県の計画を切り取って、“いいとこ取り”モデル計画(ロジックモデル)を作成します
- 16:45 発表・まとめ
- 17:45 終了
- 18:30 <懇親会(会費制・任意参加)>
- 20:00 解散

■8月4日(土) 開場 9:10

- 9:30 県別グループワーク  
自県の計画と“いいとこ取り”モデル計画(ロジックモデル)を比較し、今後に向けた改善点や追加が必要な施策などを見いだします。
- 10:45 「がん対策のこれから」  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課 課長 佐々木昌弘さん
- 11:05 全体写真撮影  
<昼食>

第11号様式の8 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会参加)

会派・議員名 小泉米造

年 月 日	平成30年12月15日 (土)					
政務活動先	奈良春日野国際フォーラム 薨					
会議名	あしたのなら表彰式 他					
参加者	約300名					
参加目的	生き生きと活動する高齢者から学ぶため					
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	<p>受賞者全員が90才以上。100才以上の人も2名おられました。          受賞者の発表を受けて「最高感動賞」は、末期がん患者を看護する          ホスピス開設に85才から取り組んできた103才の馬詰さんでした。          それぞれ心身ともに健康で積極的に社会参加をされていた。          我々に感動を与えてくれました。</p>					
会議参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	奈良春日野国際フォーラム	駐車場		800	90	
	宿泊費		内訳:			
	参加費		内訳:			
合計 800 円 (すべて政務活動)						
備考	添付資料: 開催案内等					

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

参加無料

先着  
300名

# あしたのなら表彰式 ならビューティフルシニア表彰式 奈良のお薬師さん大賞表彰式 参加者募集

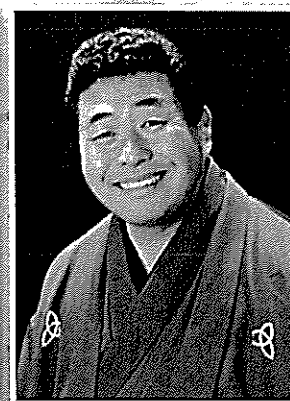
スペシャルゲスト

◆マリンバ奏者

松本 真理子さん

◆落語家

桂 文福さん



## 第9回 あしたのなら表彰者の活動発表／表彰式

特定分野や年齢、経験年数にとらわれず、奈良のPRや魅力向上に大いに寄与する活動や、県民に元気や感動を与える活動を行っている個人または団体による活動発表と表彰式を行います。

## 第9回 ならビューティフルシニア・コンテスト／表彰式

心身ともに健康で、若々しく、積極的に社会活動を行い、年齢を重ねた「美しさ」を感じさせ、あの人になりたいと憧れるようなシニアの皆さんによる活動発表と表彰式を行います。

## 第4回 奈良のお薬師さん大賞 表彰式

地域医療・介護に関する分野で、県内において地道に取り組み、地域住民・関係者から高い評価を受けている方の表彰式を行います。

平成30年

日時

12月15日(土)

13:30 開会 (13:00 開場)

会場

奈良春日野国際フォーラム 薨  
レセプションホール

奈良市春日野町101

主催：奈良県

あしたのなら

検索

あしたのなら表彰  
ならビューティフルシニア表彰  
奈良のお薬師さん大賞

<過去受賞者一覧>



奈良県

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	平成 31 年 1 月				
表題と発行部数	広報誌「スプリング」 10,000 部				
対象者	一般県民				
配布方法	郵送				
発行目的	議会活動等の報告を行うとともに、県民の意見を募る				
按分率の説明	50% (後援会等の政務活動以外の記事があるため)				
内容	県議会報告 活動報告 後援会活動 等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒代	PR美術 印刷	82,242	長 3 封筒 10,000 枚	88
	印刷代	PR美術 印刷	426,250	10,000 枚	92
	送料	日本郵便	16,400		80
	送料	日本郵便	696,168		107
	※ 50% 充当 合計 1,221,060 円 (×50%=610,530 円 充当)				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



# 経験と実績

# スプリング

小泉米造事務所：大和郡山市九条町238-4 TEL(0743) 52-5177 FAX(0743) 52-5225

## 新年あけまして

## おめでとー

## ございませす

あけましておめでとうございませす。

皆様方におかれましては平成最後の新年を健やかで良い年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、夏の猛暑そして地震・台風・豪雨と幾つもの自然災害に見舞われました。昨年ほど防災対策の必要性を痛感したことはありませんでした。そして被災されました方々に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

昨年11月1日に全国都道府県議会議長会から30年以上の永年在職功労者表彰を受賞しました。これもひとえに皆様方が温かく励ましてくださったご支援ご指導の賜物と深く感謝申し上げます。

今年も県議会議会運営委員会委員長として、その重責を果しながら「奈良県」や「大和郡山市」が更によくするため努力致します。

奈良県議会議員

最後になりましたが、本年が皆様方にとって、幸せ多き年となります様お祈り申し上げます、新年のご挨拶と致します。



### 県議会役職

奈良県議会議長 推進部 議員連盟 会長  
奈良県議会議会運営委員会 委員長  
奈良県議会議会常任委員会 委員  
奈良県議会議会警察常任委員会 委員  
奈良県議会議会防災・国土強靱化対策特別委員会 委員

# 小泉米造

## 代表質問要旨 (平成30年12月定例会) 12月5日開催 自民党奈良 小泉 米造

1 知事が今後「チャレンジ」したい取組について  
知事が奈良をもっと良くしたいとの信念のもと、今後も引き続き「チャレンジ」したいと考えている取組について伺いたい。

2 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたインバウンド観光促進について  
2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、奈良県に多くのインバウンド観光客を呼び込むため、より積極的な海外へのプロモーションと、奈良に来ていただいた方に快適に滞在していただくための取組が一層重要になると考えるがどうか。

3 がん対策について  
(1) 第3期がん対策推進計画に掲げられた「がんで亡くならない県 日本一」を達成するためには、がんの早期発見と適切な治療を受けられる体制を整えることが何よりも重要なことと考えるが、その達成に向け、県ではどのような取組をし、また、今後どのような取組を進めていくつもりなのか。

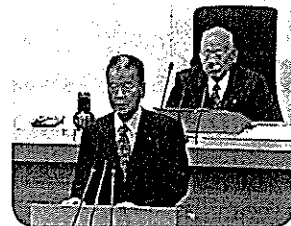
(2) 新しい総合医療センターでは、緩和ケアを必要とする患者に対し、現在、どのように対応しているのか。また、今後、総合医療センターにおいて、緩和ケア病棟の整備も含め、緩和ケアをどのように充実していくかと考えているのか。

4 奈良県中央卸売市場の再整備について  
一般市民に開かれた賑わいのある市場とするためには、市場本来の機能と連携した賑わい施設の整備はもろろのこと、立地条件を活かして観光客を取り込むことが必要と考えるが、再整備基本計画には、どのような内容を盛り込もうとされているのか、現在の検討状況を伺いたい。

5 市街化調整区域の土地利用のあり方について  
県では、今年度、奈良県都市計画区域マスタープランの案を作成しているが、京奈和自動車道、国道24号などの主要幹線道路沿いを含めた市街化調整区域における土地利用のあり方について、現在、どのような議論がなされ、どのように考えているのかについて伺いたい。

6 県立高等学校の耐震化について  
県立高等学校の耐震化完了までの今後のスケジュールと、その間の生徒・教職員の安全をどのように確保するのかについて伺いたい。また、奈良高校の応急対応において、旧城内高校学舎を活用することとしているが、旧城内高校跡地は今後どのようなことになるのかについて、併せて伺いたい。

7 不登校について  
奈良県における不登校の現状と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用状況並びに不登校に対する今後の県の取組について伺いたい。



※詳しくは奈良県公式ホームページ「奈良県議会平成30年12月定例会」をご覧ください。

# 米造 活動報告

別化対策特別委員会県内調査  
(橿原市曲川町)

8/17



として設置された個所を調査

奈良県高校生議会  
(県議会本会議場)

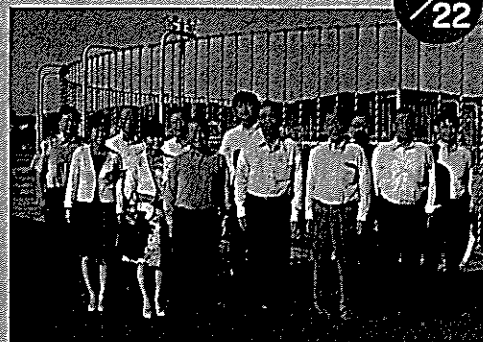
8/21



高校生議会参加者の皆様に県議会の議会運営の概要を説明しました

総務警察委員会の県内調査  
(奈良県運転免許センター)

8/22



高齢者講習会の状況等を調査しました

大臣に要望活動  
(官邸)

8/29



クーラー設置等の予算を要望

県議会議会運営委員会県外調査  
(佐賀県議会・長崎県議会)

10/29



他府県の議会運営の状況を調査してきました

全国都道府県議会議長会より  
永年在職功労者表彰を受賞  
(ザ・リッツ・カールトン大阪)

11/1



県議会議員在職30年を経たためいただきました

## 対策推進議員連盟の活動

がん患者団体からの  
要望を受けて  
知事に要望!

11/27



について各団



奈良県議会がん対策推進議員連盟として知事要望活動をしました

陽子線治療センターを  
がん議連で視察

9/6



奈良県下で初めて、近畿で4番目の陽子線治療センターです

「がんと向き合う日」

10/10



「がん検診を受けよう」の啓発キャンペーンをしました



がん検診で良い成績をおさめた3団体が受賞されました

# 小泉



## 【新春随想】

泉 奈良県政会  
名譽会長  
井上 三夫

「あ」という間の幾星霜(いくせいそう)は、私(わたくし)は公職を退(ひ)いて、すくさま「土(つち)に還(かへ)る思いを秘(ひ)めて野良仕事(のらじむ)と一(ひと)句(く)詠(よ)んで、故郷(こきやう)の里(さと)に向(む)かっ走り(はし)り、もうあれから三十年(さんじゅうねん)、「卒(そ)寿(じゆ)」「そつじゆ」を祝(いわ)うてくれる年齢(ねんねい)となった。ある日(あるひ)「小泉米造(こいずみ けいぞう)」さんが、

「世界(せかい)が大きく変わ(かわ)りま(す)。ソ連(ソ連)もベレストロ(ベレストロ)イカ(イカ)で東(あづま)も西(よし)も大きく変わ(かわ)りまし(た)。ドイッ(ドイッ)の「壁(かべ)」も崩(くず)壊(壊)しまし(た)。僕(わたくし)も革新(かくしん)政党(せいとう)から脱(だつ)皮(ひ)し新(あらた)しい政治(せいざ)を開(ひら)き拓(ひら)いていき(ま)すよ」とい(い)う決(けつ)心(しん)された。苦(くる)そ、よくぞ

と堅(かた)く手(て)を握(にぎ)った。もうあれから三十年(さんじゅうねん)郡山(ぐんやま)城跡(しろあと)の一角(いっかく)に「山(やま)口(ぐち)誓(ちか)い」の句碑(くひ)がある。田(た)「大和(やまと)また新(あらた)しき国(くに)を鑄(こ)ぎ(け)ば」と、私(わたくし)は教(おし)え子(こ)たち(た)ち「世(よ)のため(ため)に人(ひと)のため(ため)に働(はたら)け」と、余(あま)生(なま)は故郷(こきやう)の田圃(たんぼ)に、悠(悠)々(ゆう)々(ゆう)と鋤(こ)す。い(い)て聞(き)るだけ(だけ)でいい(いい)のか、自(まづ)己(こ)の生(なま)徒(た)「小泉米造(こいずみ けいぞう)」さん(さん)がや(や)つて来(こ)たの(の)だ(だ)った(た)ら、こ(こ)の(の)人(ひと)と(と)私(わたくし)の(の)代(しろ)わり(わり)に、世(よ)直(ただ)しい(しい)仕(し)事(ごと)を(を)して(して)くれ(くれ)る(る)に(に)違(ちが)いな(いな)い(い)。そ(そ)う(う)思(おも)う(う)な(な)ら、矢(や)も(も)盾(たもと)も(も)た(た)ま(ま)ら(ら)なく(なく)な(な)って(て)彼(かれ)の(の)支(し)援(えん)に(に)立ち(た)ち上(あ)が(あ)った(た)。

あれ(あれ)から(から)三十(さんじゅう)年(ねん)、あ(あ)っ(っ)とい(い)う(う)間(ま)の(の)幾(いく)星(せい)霜(そう)であ(であ)った(た)。私(わたくし)は、人(ひと)間(ま)固(こ)宝(たから)と(と)呼(よ)ば(は)れた(た)。「官(くわん)大(だい)工(こう)棟(とう)梁(りやう)を(を)だ(だ)い(だい)く(く)う(う)り(り)や(や)う(う)」「西(せい)園(えん)常(じょう)」さん(さん)の(の)言(こと)葉(は)を(を)思(おも)い(い)直(ただ)して(して)いま(いま)す。塔(た)組(ぐみ)は(は)木(き)組(ぐみ)、木(き)組(ぐみ)を(を)組(ぐ)む(む)に(に)は(は)人(ひと)を(を)組(ぐ)め(め)、人(ひと)を(を)組(ぐ)む(む)に(に)は(は)、人(ひと)の(の)心(こころ)を(を)組(ぐ)め(め)と(と)、小(こ)泉(いずみ)米(い)造(ぞう)さん(さん)を(を)庇(か)援(えん)し(し)て(て)下(くだ)さ(さ)つ(つ)た(た)。「泉(いずみ)県(けん)政(せい)会(かい)」の(の)同(どう)志(し)の(の)皆(みな)さん(さん)、結(むす)んで(て)その(その)輪(わ)を(を)広(ひろ)げて(て)参(まゐ)り(り)ま(ま)し(し)よ(よ)う(う)。私(わたくし)も(も)ま(ま)だ(だ)老(ら)け(け)ず(ず)に(に)、小(こ)泉(いずみ)が(が)行(い)く(く)、王(おう)道(だう)「人(ひと)徳(とく)にも(も)と(と)づく(づく)政(せい)治(ち)」を(を)ま(ま)つ(つ)し(し)ぐ(ぐ)ら(ら)。

また選(せん)挙(きやう)が(が)近(ちか)づく(づく)。「米(い)百(ひゃく)俵(ひょう) 積(た)んだ(だ)気(き)合(あ)ひの(の)城(しろ)の(の)巻(まき)」、馳(ち)せ(せ)よ(よ)、泉(いずみ)の(の)ほ(ほ)と(と)リ(り)ラ(ら)ッ(ッ)ハ(ハ)鳴(な)る(る)」。平(へい)成(せい)の(の)御(ご)代(だい)で(で)は(は)最(さい)後(ご)と(と)な(な)る(る)新(しん)春(しゅん)を(を)迎(むか)え、感(かん)慨(がい)深(ふか)い(い)も(も)の(の)が(が)こ(こ)こ(こ)に(に)あ(あ)る(る)。

小泉米造先生は、奈良県議会の議会運営委員長として活躍中ですが、偶然、私も昨年10月24日に、衆議院の議院運営委員長に選任されました。衆議院では正副議長に次ぐ序列も位となる役職で、光栄なことと存じ、一方で、責任の重さや職務の難しさも痛感する毎日です。小泉先生におかれましても、全ての会派の御意見を丁寧に聞きながら、議会運営全般の責任を担わなくてはならず、心身ともに負担の大きいことと拝察致しますが、豊富な経験と知見を活かして、引き続き存分に活躍されますことを楽しみに致します。

また、昨年の県議会の代表質問では、「近鉄郡山駅周辺地区の街づくりの取組」や「京奈和自動車道の早期整備」など、私たちが知りたい多くの事項について、荒井正吾知事から明確な答弁を引き出して頂き、感謝申し上げます。結びに、小泉米造先生と奈良県政会の皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げます。

皆様からご高配賜り、国会に送っていただき、約5年半が経過いたしました。昨年8月から本年10月まで外務大臣政府官を拝命し、我が国の国益を守り、国際社会から敬意を受ける国となるために、特に担当であるアジア諸国、太平洋諸国と日本の関係強化に努め、ODAの戦略的活用や地球規模の課題に真摯に取り組むことになりました。現在、参議院の外交防衛委員会、災害対策特別委員会等に属し、自由民主党では参議院自民党副幹事長、女性局長等を拝命し、参議院並びに自由民主党において微力ながら全力で活動いたしております。



謹賀新年  
衆議院 議院運営委員長  
衆議院議員 高市 早苗



謹賀新年  
参議院自民党副幹事長  
参議院議員 堀井 いわお

## 高市早苗東京事務所を訪問



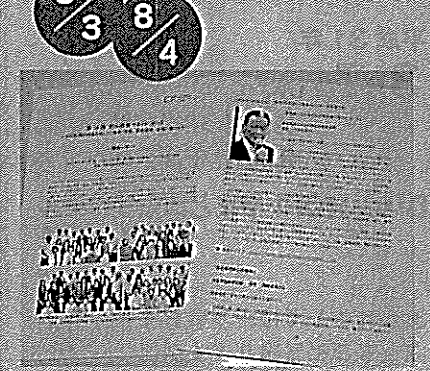
高市早苗国会議員の東京事務所で人口減少問題や地方創生などのレクチャーを受けました

## 夏祭りて挨拶



## 奈良県議会がん

### 第16回 がん政策サミット 2018(東京)



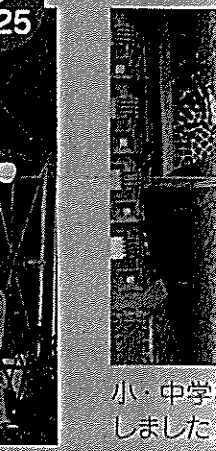
パネル討論で登壇して奈良県議会がん対策推進議員連盟の活動状況などを紹介してきました

## 防災県土



遊水地対しました

## 安倍総理



小・中学校しました

## がん患者団体と懇談会後、参加者一同と!



県議会第一委員会からの要望を受

# 小泉米造後援会

大和郡山市九条町 797 TEL&FAX 0743-53-3873

# 泉栄県政会だより

## 新年のご挨拶



泉栄県政会 会長  
火狹 佳孝

平成三十三年の新しい年を迎え、会員の皆様方におかれましては、良い年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また常日頃より、小泉米造・泉栄県政会への後援会活動等に、格別のご支援とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

小泉米造議員は、奈良県議会議員連盟 菅委員会委員長、県議会が、対策推進議員連盟会長などの要職に就き、今後長年の経歴を生かし県政に励んでくれる事と思えます。

さて昨年は、大阪北部地震・西日本豪雨・近畿地方を襲った大型台風・北海道胆振東部地震と多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。被災された地域の皆様には、二日も早い復興をお祈り申し上げます。今年には「天皇退位特例法」により四月三十日に天皇陛下が退位され、五月一日に新天皇の即位、新元号への改元が行なわれます。それに伴い四月に実施される「統一地方選挙」も通例より早く行なわれます。来る統一地方選挙では、泉栄県政会の皆様と一体となり選挙戦を戦うべく、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後にになりましたが、皆様のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。

## 謹賀新年

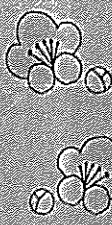


泉栄県政会 幹事長  
小堺 一弘

明けましておめでとう御座ります。

平素は泉栄県政会にご支援ご協力を賜わり有難う御座ります。平成最後のお正月となりましたが30年という時代はあつと言う間に過ぎてしまいました。その平成最後の3月からは県会議員選挙がはじまります。

44年という議員生活を送ってまいりました小泉米造議員が奈良県ならび大和郡山市の「輝かしき未来」創りの意気込みを表明するため、本年3月7日「郷土をよくする集い」として、やまと郡山城ホールに於きまして決起の集会を開催いたします。小泉米造議員を9期目の奈良県議会議員に押し上げるために皆様のお力と暖かいご声援をお送り願いますよう、そして「郷土をよくする集い」に「人でも多くご集いただけます様に併せてお願い申し上げます。最後にになりましたが会員皆様方のご健康とご活躍をお祈り致します。



# 郷土をよくする集い

開催のお知らせ

開催日時

平成 31年  
3月7日(木)

【受付】午後6時～  
【開会】午後7時～

会場

DMG MORI やまと郡山城ホール  
＜小ホール＞

※会員様におかれましては、万事お繰り合わせの上、是非ともご出席賜ります様、お願い申し上げます。知人・友人・ご家族様にお声掛けをいただきまして、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## 第27回 泉栄県政会役員総会

7月1日(市民交流館)



泉栄県政会 活動報告

### スポーツ交流会

グラウンドゴルフ大会  
6月9日(大和郡山総合公園)

### チャリティ活動

ニッパークゴルフ大会  
10月27日(ニッパの森)

リレキス交歓会・ライブ  
10月7日(東門前広場コフツ)

大和郡山局  
料金後納



郵便区内特別

奈良県議会議員

# 小泉米造事務所

事務所 ☎639-1001 大和郡山市九条町238-4

TEL.0743-52-5177番

FAX.0743-52-5225番

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 小泉米造					
年 月 日	平成30年4月3日他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率50% その理由 ( 後援会等の記載リンクがあるため )				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議員活動報告</li> <li>○県民への意見募集</li> <li>○議員のプロフィール等</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	リース代	奈良新聞コミュニケーションズ	月 16,200円	月定額	2他
※50%充当 合計194,400×50%=97,200円					
備考	ホームページアドレス : <a href="http://www.koizumu-yonezo.jp">http://www.koizumu-yonezo.jp</a> 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# 注文書

(お客様控)

№ 03129

注文日 2015年 7月 / 日

(注文者)

住所 〒 639-1001

大和郡山形町 238-4

会社名

小原米造事務所

(納入者)



Nara Shimbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4

TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

TEL 0743 (52) 5177

FAX 0743 (52) 5225

商品名	型番	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
パソコンソフト		1	式		
リース契約期間	48 ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	15000 円	消費税( % )			
月額リース料(税込)	16200 円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込)	ヶ月分	円			

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・集金 その他(クレジット)
信販会社	

月額費明細	金額 (円)
消費税( % )	
月額費合計	

役員	部長	課長	担当者






30年度事務所状況報告書

会派・議員名 小泉 米造

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市九条町 238-4 電話 0743-52-5177 延べ床面積 223.57 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他（3月のみ 選挙事務所）
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件（賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ） 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態（使用面積又は使用時間による） <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 223.57 m <sup>2</sup> (a)、政務活動使用面積 223.57 m <sup>2</sup> (b) (3月) 111.785 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) $(b) / (a) = 223.57 / 223.57 \rightarrow$ 按分率 $1 / 1$ (3月) $111.785 / 223.57$ $1 / 2$
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1 / 1$ (3月のみ) $1 / 2$ (按分率の考え方：面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 $1 / 1$ (3月のみ) $1 / 2$ <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 $\quad \quad /$ (按分率の考え方：事務所賃借料と同じ)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $1 / 1$ (3月のみ) $1 / 2$ (按分率の考え方：事務所賃借料と同じ)
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

# 建 物 賃 貸 借 契 約

賃貸人  を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物： 木造瓦葺2階建

床面積： 1階 137.76平米  
2階 85.81平米

(公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

(賃料)

第3条 前条の建物賃料は、1ヶ月金60,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

(期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、この契約締結の日から平成27年4月迄とする。ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

(解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害の賠償)

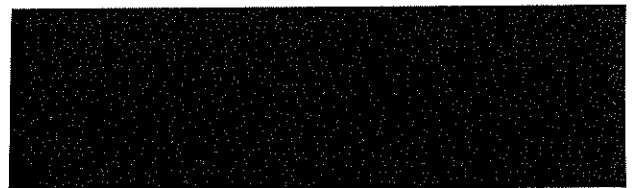
第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。


平成23年9月<sup>27</sup>日

甲 (貸主)



乙 (借主)

大和郡山市九条町797-1

小泉米造 

# 建 物 賃 貸 借 契 約

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物： 木造瓦葺2階建  
床面積： 1階 137.76平米  
2階 85.81平米

(公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

(賃料)

第3条 前条の建物の賃料は、1ヶ月金70,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

(期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、2019年1月から2023年5月迄とする。ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

(解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。又、乙に諸事情が生じた時には甲・乙協議の上解除することができる。

(土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害の賠償)

第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2018年10月15日

甲 (貸主)

[redacted]

乙 (借主) 大和郡山市九条町797-1

小泉米造 [redacted]

## 駐車場賃貸借契約書

貸主 木野邦之助 (以下甲という) と借主 小泉米造 (以下乙という) とは、甲が所有する駐車場 (以下駐車場という) の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し次の場所の駐車場を貸与し、乙はこれを借り受け賃貸料を支払うものとする。

所在地 大和郡山市九条町239-1  
駐車枠番号 5. 6. 15. 16. 17

第2条 本契約の賃貸借期間は平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの2ケ年間とする。但契約期間満了に際し、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、さらに契約期間は2ケ年を単位として継続する。

第3条 契約は、月極契約とする。

第4条 賃貸料は 壹ヶ月あたり 金. 7,500 円 (消費税込み) とし、乙は 前月27日までに、翌月分 賃料を甲の下記銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名 南都銀行                       
口座番号                                       
口座名 木野邦之助

- 第5条 乙は甲に対し、保証金として本契約締結と同時に  
金. ~~式~~ 円を差し入れるものとする。
- ② 保証金には、利息を付せず、甲は本契約終了後に乙が本件  
駐車を甲に明け渡し完了後、壹ヶ月以内に甲の損害金あ  
れば、これを控除した後、乙に返還するものとする。尚乙  
の保証金返還請求権は、他に譲渡もしくは担保として差し  
入れることは出来ないものとする。
- 第6条 乙は、駐車を契約車両の置き場としてのみ使用するもの  
とし、他の目的に使用してはならない。
- 第7条 乙は甲が定める駐車使用規定を遵守しなければならない。
- 1、自動車を駐車させるときは、他車の邪魔にならないよ  
うに整然と駐車させること。また駐車場内では低速で安全  
な運転を心がけ、他の自動車並びに駐車場設備等を破損し  
たり傷つけたりなど一切ないようにしなければならない。
  - 2、この契約に基く権利を他に譲渡したり、名目の如何を問わ  
ず他に使用させてはならない。
  - 3、駐車場内に物品を置くなど、他の目的に使用しないことは  
勿論、自動車本体のガソリタンク内のガソリンを除き、  
自動車内に爆発物、引火物、その他の危険物並びに法令に  
より所持を禁じられている物を保管してはならない。
- 第8条 甲は天災、火災その他いかなる車両の事故、盗難、紛失等  
についても一切その責を負わない。また、乙の駐車すべき  
場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断も  
しくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合にお  
いても甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負  
わないものとする。



第9条 乙或はその関係者が故意又は過失によって駐車場の付帯設備、又は他の駐車車両に損害を与えたときは乙はこれをすみやかに損害賠償しなければならない。

第10条 甲が、第2条の契約期間が過ぎ、本件土地を使用する必要が生じた場合には、乙は、甲の請求後、六ヶ月以内に本件駐車場を甲に対し、明け渡さなければならない。

② 前項の場合、乙は、甲に対し保証金の返還を除き、他に如何なる請求もしないものとする。

第11条 甲は乙が下記の事項のうち壹項目でも該当するときは甲は何等の通知催告なくして直ちに本契約を解除する事ができる。

- (1) 壹ヶ月分以上の賃料の支払を遅滞したとき。
- (2) 乙が破産、和議、会社更生、任意製理等の申し立てをなし、あるいは申し立てを受け、もしくはこれらの手続きを開始したとき。
- (3) 何等の通知なく壹ヶ月以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 本契約の条項のうち壹項でも違反したとき。

第12条 本契約期間中であっても法令の定める事由又は経済情勢の変動、公租、公課その他の負担の増加等賃料増額を必要とする情勢が生じた事により甲から賃料の改訂を申し出た場合は乙はこれに応ずるものとする。

第13条 乙は、本契約終了後直ちに本駐車契約車両を撤去し、現状に復  
しなければならない。

② 前項に違反した場合は、乙は甲に対し、本契約終了後明渡しま  
での間、本契約賃貸料の参倍の金員を、損害金とし支払わなけ  
ればならない。尚、乙が、本契約終了後も自動車を残置する時  
は、甲は乙の費用でこれを適宜処分することができる。

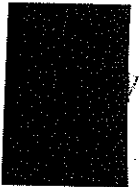
第14条 甲から乙への通知は、本契約締結により乙から甲に通知してあ  
る住所宛に発信すれば足りるものとする。

第15条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を、第1  
審の管轄裁判所とする。

第16条 その他協議すべき事項の生じた場合は、甲乙において誠意をも  
って話し合いのうえ解決にあたるものとする。

第17条 【特約事項】

乙が本契約を解約しようとする場合、解約月の賃料は日割り計  
算をしない。



本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙各壹通を保有する。

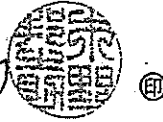
平成 27年 4月 27日

甲 (貸し主)

住所 大和郡山市塩町七番地

氏名

木野邦之助



電話

[Redacted phone number]

乙 (借り主)

住所

[Redacted address]

氏名

小泉米造

[Redacted name/initials]

電話

[Redacted phone number]



政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(30年度)

議員名: 小泉米造

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック			切手			送付内容	送付先
		単価	枚数	購入金額	単価	枚数	購入金額		
7月2日	31				82	50	4100	県政報告会案内	大和郡山市内
11月28日	80				82	200	16400	広報誌送付	市外
12月19日	91				82	10	820	県政報告会案内	大和郡山市内
1月8日	104	62	200	12400				県政報告会案内	大和郡山市内
1月15日	106	62	200	12400				県政報告会案内	大和郡山市内
3月25日	131				62	10	620	県政報告会案内	大和郡山市内
3月25日	131				82	30	2460	県政報告会案内	大和郡山市内
	年度計			24800				24400	

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。  
 2 切手等は郵送の都度、必要枚数を記入することとする。  
 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。